令和７年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富加町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９０．０％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１０１．８％
全職員	６０．３％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－ ％
本庁課長相当職	－ ％
本庁課長補佐相当職	９５．２％
本庁係長相当職	９７．１％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９５．７％
３１～３５年	８８．３％
２６～３０年	９４．２％
２１～２５年	－％
１６～２０年	９５．９％
１１～１５年	９２．０％
６～１０年	９９．２％
１～５年	１０６．２％

【説明欄】

男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「－」と記載している。また、国基準の本庁課長補佐相当職に富加町の参事級、課長級が、本庁係長相当職に課長補佐級、係長級が相当する。

短時間勤務をしている女性の会計年度任用職員が、全職員の約４４％を占めており、全職員の給与の差異に表れている。

扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の手当額割合は９７．２％となっている。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。